



成迫社会保険労務士法人  
松本事務所 TEL 0263-33-2223  
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行  
松本事務所 TEL 0263-38-7300  
長野事務所 TEL 026-291-4160  
飯田事務所 TEL 0265-25-0261

## 外国人の在留資格拡大へ

少子高齢化により労働力となる世代が減少しており、有効求人倍率も全国平均 1.65 倍と、深刻な人手不足となっています。働き方改革の中でも、女性や高齢者が活躍できる労働環境の整備を企業に呼びかけています。さらに政府は人手不足が深刻な業種への直接的な労働力確保をするために、昨年 12 月 8 日に入管法改正案を国会成立させ、本年 4 月 1 日から外国人の新たな在留資格として「特定技能」を創設しました。また、昨年 12 月 25 日には、特定技能在留資格運用による外国人労働者受入れ拡大に向けた新制度の基本方針が閣議決定されています。

これまでの外国人労働者の主な受入となっている「技能実習」との比較を表にまとめましたのでご確認ください。

	特定技能（新設）		技能実習（これまで）
	特定技能 1 号	特定技能 2 号	
目的	人手不足解消（労働力供給）		国際貢献 （労働力供給利用不可）
技能水準	相当程度の知識又は経験	熟練した技能	
在留期間	最長 5 年(更新不可)	更新可能（永住も可）	1～5 年
家族帯同	不可	可	不可
単純労働	可		不可
転職	可		不可
対象業種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護業・建設業・航空業</li> <li>・宿泊業・素形材産業・外食業</li> <li>・造船、船用工業・農業</li> <li>・産業機械製造業・漁業</li> <li>・ビルクリーニング業</li> <li>・自動車整備業</li> <li>・飲食料品製造業</li> <li>・電気、電子情報関連産業</li> </ul>	※当面の間、受入れなし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業・漁業・建設業</li> <li>・食品製造業</li> <li>・繊維、衣服関係</li> <li>・機械、金属関係</li> <li>・航空業・その他</li> </ul>
受入国	原則自由		制限あり（15 か国）
当事者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人労働者</li> <li>・受け入れ企業</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人技能実習生</li> <li>・受け入れ企業</li> <li>・送出し機関</li> <li>・事業協同組合</li> <li>・技能実習企業</li> </ul>

★当事者関係がシンプルになったことで、外国人労働者の受入れるハードルが下がり、利用しやすい制度に！  
★創設目的が人材不足解消ということもあり、対象業種が限定されているものの単純労働での受入が可能に！

外国人労働者への待遇面は、日本人労働者と同等の報酬、労働条件、教育研修及び福利厚生が付与及び健康状態の把握、さらに、一時帰国を希望した場合の有給休暇取得の許可、帰国費用の事業主負担などが求められています。

特定技能制度について、日本人を募集しても来ないので待ちわびていた事業所や、外国人労働者を雇いたかったが手続きが複雑で諦めていた事業所など、制度利用に期待している事業所もあるかと思いますが、生活環境・文化の違う外国人労働者を雇用することは簡単ではありません。

既存の従業員とうまくやっていけるか、接客・サービス業ではお客様への対応についても考えなくてはなりません。まずは事業所内の受入体制を整備する必要があります。ご検討されている事業主様は、弊社担当者へご相談ください。

塩原 正行

